

**浜田市職員措置請求に関する監査結果**  
(社会福祉法人浜田市社会福祉協議会への補助金に関する件)

**第 1 請求の受付**

1 請求人

住所 省略  
氏名 省略

2 請求の内容

請求人提出の浜田市職員措置請求書の請求の要旨は次のとおりであり、事実証明書は省略する。

(1) 請求の要旨

浜田市長は、社会福祉法人浜田市社会福祉協議会（以下「市社協」という）に対し、「社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「本要綱」という）」に基づき、毎年度約 1 億円の補助金を支出している。しかし、本要綱第 4 条の「事務局長の設置に必要な経費」への補助は、行政の指導監督権を放棄した違法・不当な支出である。さらに、この補助金が交付された市社協「本所拠点区分」から、民間と競合する「介護保険事業拠点区分」へ、直近 4 年間で約 8,360 万円もの資金が「繰入金」として流用され、赤字補填（実質的な官製ダンピング）に使われている。これらの支出は、地方自治法第 2 条第 14 項（最少経費・最大効果の原則）、同法第 232 条の 2（公益上の必要性）及び市長の善管注意義務に著しく違反する違法な財務会計行為であるため、その是正と損害の補填を求める。

(2) 請求の理由（違法・不当性の根拠）

ア 要綱第 4 条「事務局長等の設置に必要な経費」の違法性（裁量権の逸脱・濫用）

通常 of 公金支出（補助金）は「事業の効果や実績」に対して行われる。近隣の松江市では「運営事業」を対象とし「人件費の 90%以内」と自助努力を求め、益田市では「事業の公益性及び効果性を調査する」と定めている。対して本市の要綱第 4 条は、「事務局長等の『設置』」という特定の役職ポストが存在すること自体を補助対象とし、実務の成果や経営実態を問わず

給与の全額相当を保証する仕組みとなっている。これは、労働実態を伴わなくとも（極端な例として長期病欠等であっても）全額を公費負担させられる「特権的な身分保障」であり、市長の裁量権を著しく逸脱した違法・不当な支出である。

イ 「マネーロンダリング」による違法な赤字補填（公益性の欠如）

市社協の介護保険事業は民間事業者も参入する競争市場にある。しかし、令和3年度から令和6年度の決算書によれば、同事業は巨額の赤字を計上し続けている。問題は、この赤字を埋めるため、市の「人件費補助金」で潤沢な「本所拠点区分」から「介護保険事業拠点区分」へ、過去4年間で合計約8,360万円もの資金が「繰入金支出」として流し込まれている事実である。市は「介護事業の施設貸付料は民間と同等の減免であり競争条件は公平である」と説明してきたが、実態は「人件費補助金を経由した裏口からの全額赤字補填（マネーロンダリング）」が行われている。これは民間事業者への明白な民業圧迫（官製ダンピング）であり、地方自治法第232条の2が定める「公益上の必要性」を完全に欠く違法な利益供与である。

ウ 介護保険法違反（幽霊事業・虚偽公表）の黙認と善管注意義務違反

介護事業の赤字は不可抗力ではなく、市社協の組織的な不正及び怠慢によるものである。事実として、市社協の訪問入浴は、本日現在、人員基準違反である事が、私の通報を発端とし県がすでに確認している。厚生労働省の解釈通知（平成11年老企第25号第2の2の(3)）において「常勤」は『週32時間を基本とする』と厳格に規定されているにもかかわらず、当該事業所には専従の常勤職員がおらず、他事業所（通所介護等）から週に半日程度人員を引き抜いて自転車操業を行っている状態（人員基準違反の疑い）である。今後行政処分を受けるとともに不正に得ていた介護報酬の返還を求められることが想定される。また、公式ホームページに掲載された訪問入浴事業の電話番号は長期間誤っており、一般市民宅に繋がる状態が放置されていた。さらに営業時間をホームページでは平日の8時30分から17時15分までと公的に申告しながら、実態は木曜日の

午前中のみで、新規利用者を断るなど、事実上の職場放棄及び虚偽公表の状態にある。このように、法令遵守（コンプライアンス）が崩壊し、実体のない「幽霊事業」が意図的に生み出した赤字に対し、経営責任者の人件費を全額補助し、数千万円規模の資金流用を黙認している浜田市長の行為は、公金の適正な管理を著しく怠る重大な善管注意義務違反である。

エ 形式的な「実績報告」及び「基金取り崩し」の抗弁の不当性  
なお、市及び市社協は本件流用について、「補助金は人件費としての実績報告を受理しており適正である」「介護事業への繰入金は基金の取り崩し等で賄っており、補助金の流用ではない」と抗弁することが予測される。しかし、資金には代替性があり（お金に色はなく）、市が要綱を盾に本所の特定ポストの人件費を実質100%丸抱えしているからこそ、市社協は余力を得て自らの基金を巨額の赤字事業へ投下し続けることが可能となっている。松江市等のように補助上限（90%等）による自助努力の義務付けがない本市の甘い制度のもとで、形式的な領収書の辻褃が合っていることをもって「適正な支出」と強弁することは、本市の補助金が民業圧迫（官製ダンピング）の原資として機能しているという財務的実態を隠蔽するものであり、到底許容されるものではない。

### (3) 求める措置

監査委員に対し、以上の違法・不当な財務会計上の行為について、以下の措置を講ずるよう勧告することを求める。

#### ア 補助金相当額の返還請求

浜田市長は、市社協に対し、令和6年度に支出された補助金のうち、経営責任を放棄している事務局長等の人件費相当額及び違法・不当に介護事業へ流用された金額について、不当利得として返還を請求すること。

#### イ 違法な要綱に基づく支出の差止

令和7年度以降、現行の違法な要綱（第4条）に基づく補助金の支出を直ちに差し止めること。

#### ウ 要綱の抜本的改正

補助対象を「設置」から「事業効果」へ改め、松江市等に準じて「補助上限（90%等）の義務付け」や「委託事業分人件費

の控除」、益田市等に準じて「事業の公益性及び効果を調査する」旨を明記した適正な要綱へ改正すること。

#### エ 法令違反事業への公金投入の実態調査

本所会計から収益事業への不適切な資金移動を禁じるとともに、介護保険法違反が疑われる事業（訪問入浴）の運営実態と、それに公金を投入し続けた市の監督責任について、第三者を入れた厳格な調査を行うこと。

### 3 請求書の受理

本件請求は、令和 8 年 2 月 24 日に提起され、令和 8 年 3 月 5 日付けで受理した。

### 4 請求の要件審査

請求人は、浜田市長が令和 6 年度に市社協に支出した補助金の返還及び令和 7 年度以降の補助金の支出の差し止めを求めているが、地方自治法第 242 条第 2 項では「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定されている。

これを本件についてみると、令和 6 年度補助金は、令和 6 年 4 月 15 日、令和 6 年 7 月 12 日、令和 6 年 10 月 10 日及び令和 7 年 1 月 10 日の 4 回に分けて支出されており、いずれも当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過している。そこで、1 年を経過して本件請求を行ったことについて、正当な理由があるかどうかを検証する。

正当な理由の有無については、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内の監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決）。

そしてこの相当な期間に関して最高裁判所は、情報が開示されてから 1 か月後に監査請求がなされた事案について、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書きにいう正当な理由があるとの判断をなしている（最高裁平成 20 年 3 月 17 日判決）。

浜田市は、令和 6 年度主要施策等実績報告書の中で、市社協に 95,318,000 円の人件費補助を行っている」と記載し、本報告書を令和 7 年 8 月 25 日にホームページで公開している。しかし、本要綱については誰でも閲覧が可能な状態にはなっておらず、請求人が本要綱の内容について知ることができたのは、令和 8 年 2 月 6 日に浜田市から直接メールで提供を受けたときであると認められ、このときからすれば、監査請求に至るまで 1 か月以内であるため、正当な理由があるといえる。

## 第 2 監査の実施

本件請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査対象事項

請求の内容及び要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

令和 6 年度及び 7 年度浜田市社会福祉協議会補助金は関係要綱に基づく支出であるが、その支出は違法若しくは不当な公金の支出に該当するか否か。

### 2 監査の期間

令和 8 年 2 月 25 日から令和 8 年 4 月 20 日まで

### 3 監査の対象部課

健康福祉部地域福祉課

### 4 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 23 日に、請求人による証拠の提出及び陳述の機会を設けた。陳述には、請求人が出席し、浜田市職員措置請求書に従いその趣旨を述べた。また、同日に追加資料の提出があり、追加された求める措置請求は次のとおりである。

#### (1) 追加された求める措置請求

ア 訪問入浴上乗せ補助金（1 回 3,300 円）の完全な要綱違反

市は令和6年度から、社協の訪問入浴介護に対し「1回3,300円」の上乗せ補助金を浜田市の単独予算から交付しています。

「浜田市訪問入浴介護事業補助金交付要綱」の第2条及び第3条は、補助対象を『介護保険法に規定する訪問入浴介護』と厳格に定めています。しかし、市自身が認めたとおり、この事業は指定当初から人員配置基準を満たしていない完全な違法事業です。人員基準違反のサービスは、介護保険法上の適法なサービスには絶対該当しません。したがって、この違法サービスに対して市が1回3,300円の公金を支払い続けてきた行為は、要綱の交付要件を根底から無視した違法支出です。直ちに全件を調査し、全額返還を勧告することを求めます。

#### イ 【結語及び監査委員への最終要求】

最後に、監査委員及び市当局に極めて重大な通告を行います。

行政は、この追及に対し「局長の積算は不適切だったが、それ以外の支出は適法である」などと、局長1人の差額の問題に矮小化し、トカゲの尻尾切りを図ろうとするでしょう。しかし、それは絶対に通用しません。公文書に「囑託を正規と偽って算定する」という不正な手法が堂々と記載されている事実は、この約1億円という予算編成全体が、客観的合理性を欠くデタラメな「架空積算」によって構築されていることの動かぬ証拠です。

適正な業務量の裏付けが一切説明できない以上、この約1億円の支出は、その全額が要綱違反及び裁量権の逸脱による「違法支出（市の損害）」です。

したがって、監査委員には、浜田市社会福祉協議会に対する『違法支出分の全額返還勧告』にとどまらず、以下の適正な措置を勧告することを強く求めます。

第一に、地方自治法第243条の2の2の規定に基づき、この意図的な水増しと架空積算の決裁書にハンコを押した担当職員、地域福祉課長、健康福祉部長、そして最終決裁者である市長らに対し、浜田市に与えた損害約1億円全額を、連帯して「個人として賠償させること」。

第二に、自らの市の交付要綱を故意に破り、市民の税金を不正に流出させたこれら関与職員全員に対する、地方公務員法に基づく厳正な懲戒処分を行うこと。

これらの動かぬ公文書の自白と、議会による全会一致の附帯決議という事実を前に、監査委員が本請求を「適法」として棄却することは、監査委員自らがこの公金の水増しと違法事業への資金流用を容認し、背任の共犯となることを意味します。浜田市の財務監査の最後の砦として、法と正義に基づいた厳正な判断と、職員個人への賠償を含む断固たる勧告を強く求めます。

## 5 関係職員による証拠の提出及び陳述

令和 8 年 3 月 18 日に浜田市長（健康福祉部地域福祉課）から弁明書及び証拠書類の提出があった。

令和 8 年 3 月 26 日に、健康福祉部地域福祉課長、地域福祉課副参事、地域福祉係調整監及び地域福祉係長から弁明聴取した。また、同日に健康福祉部健康医療対策課長及び高齢者福祉係長から補足説明を受けた。なお、請求人の追加提出資料に対する弁明書が令和 8 年 3 月 27 日に提出され、請求人の追加提出資料に対する担当課の追加提出資料が令和 8 年 3 月 31 日に提出された。

陳述の要旨は次のとおりである。

- (1) 社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「本要綱」という）第 4 条「事務局長等の設置に必要な経費」の違法性（裁量権の逸脱・濫用）の主張に対する担当課の所見

請求人は、「事務局長等の設置」という特定の役職ポストが存在すること自体を補助対象とし、「特権的な身分保障」で市長の裁量権を逸脱した違法・不当な支出であると主張している。

しかし、本要綱第 4 条に定める補助対象経費「事務局長、事務局職員等の設置に必要な経費」とは、公益性が高く収益性が見込めない社会福祉法人浜田市社会福祉協議会（以下「市社協」という）運営のために必要な事務局職員の人件費のことであり、特定の役職ポストを補助対象にするものではない。

- (2) 「マネーロンダリング」による違法な赤字補填（公益性の欠如）の主張に対する担当課の所見

請求人は、「本所拠点区分」から「介護保険事業拠点区分」への「繰入」が、人件費補助金を経由した裏口からの全額赤字補填（マネーロンダリング）であり、地方自治法第232条の2が定める「公益上の必要性」を完全に欠く違法な利益供与であると主張している。

しかし、本件補助金の対象経費から、介護保険事業に従事する職員の人件費は除外されている。また、「本所拠点区分」の人件費は、本要綱第4条に定める補助対象経費「事務局長、事務局職員等の設置に必要な経費」であるが、この人件費相当額は補助金額を上回っており、本件補助金が「本所拠点区分」の人件費にのみ充当されていることは明白である。

なお、社会福祉法人においては、拠点区分間の資金の繰入について様々な制限があるが、「本所拠点区分」から「介護保険事業拠点区分」への繰入について制限をする規定はない。

さらに、市社協の決算書は、社会福祉法人会計基準に精通した税理士に助言を受けて作成されている。

(3) 介護保険法違反（幽霊事業・虚偽公表）の黙認と善管注意義務違反の主張に対する担当課の所見

請求人は、訪問入浴事業が介護保険法違反で、浜田市長は同事業の赤字に対し資金流用を黙認し、公金の適正な管理を著しく怠る重大な善管注意義務違反であると主張している。

しかし、これまで弁明してきたように、本件補助金の資金流用の事実はなく、さらに、「本所拠点区分」から「介護保険事業拠点区分」への繰入について制限をする規定はない。

(4) 形式的な「実績報告」および「基金取り崩し」の抗弁の不当性の主張に対する担当課の所見

請求人は、「補助金は人件費としての実績報告を受理しており適正である」、「介護事業への繰入金は基金の取崩等で賄っており、補助金の流用ではない」と抗弁することは、本件補助金が民業圧迫の原資として機能しているという財務的実態を隠蔽するものであると主張している。

しかし、これまで弁明してきたように、本件補助金の流用の

事実はなく、「補助金は人件費としての実績報告を受理しており適正である」、「介護事業への繰入金は基金の取崩等で賄っており、補助金の流用ではない」とする市の主張は正当であり、本件補助金が民業圧迫の原資として機能しているとする根拠はない。

### 第 3 監査の結果

#### 1 主 文

本件請求を棄却する。

#### 2 理 由

##### (1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

##### ア 地方自治法

(地方公共団体の法人格及び事務)

第 2 条 略

2～13 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15～17 略

(寄附又は補助)

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

##### イ 社会福祉法

第 1 条～第 5 条 略

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第 7 条～第 57 条 略

(助成等)

第 58 条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。

第 59 条～第 108 条 略

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

ウ 介護保険法

第 1 条～第 40 条 略

(居宅介護サービス費の支給)

第 41 条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用とし

て厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

第42条～第70条 略

(指定の更新)

第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

エ 浜田市補助金等交付規則

第1条～第2条 略

(補助の対象等)

第3条 補助金等の名称、目的、交付の対象となる事務又は事業の内容及びその交付の率又は金額等は、市長が別に定める。

第4条～第21条 略

オ 社会福祉協議会補助金交付要綱

第1条～第3条 略

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長、事務局職員等の設置に必要な経費
- (2) 市長が特に必要と認める経費

(補助金額(等))

第5条 補助金の額は、第4条に掲げる経費以内の額とする。

ただし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(2) 認定事実

本件請求に関し、次の事実を認定した。

ア 社会福祉法人浜田市社会福祉協議会について

(ア) 設置目的及び経営原則

設置目的は、社会福祉法人浜田市社会福祉協議会定款第1条に「この社会福祉法人は、浜田市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び

社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。」と規定されている。また、社会福祉法第 109 条第 1 項には、「市町村社会福祉協議会は、(略)地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、(略)」と規定されている。

経営の原則は、同定款第 4 条に「この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。」と規定されている。

#### (イ) 活動内容

社会福祉法人浜田市社会福祉協議会（以下「市社協」という）は、定期的に、地域福祉活動推進の基本的方針として「地域福祉活動計画」を策定し、市が策定する「地域福祉計画」と連携を図りながら、行政サービスだけでは解決できない地域の生活課題・福祉課題に対して、地域福祉に関わる多くの地域住民や団体等の協力を得ながら解決に当たるべく活動しており、現在は、令和 5 年 3 月に策定の令和 5 年度から令和 9 年度にわたる「第 4 次浜田市地域福祉活動計画」に基づき活動中である。主な活動内容としては、小地域における福祉活動、ボランティア活動と福祉教育、子育て支援・健全育成、高齢者支援、障がい者支援、介護保険事業、生活困窮者の自立支援と相談・援助などに取り組んでいる。

#### (ウ) 市社協に対する財政的援助の必要性と関係法規

社会福祉法第 6 条は、「国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な

各般の措置を講じなければならない。」と規定して、福祉サービスの提供体制の確保等に関する市の責務を定めるとともに、同法第 58 条第 1 項本文で、「国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。」と規定して、市による社会福祉法人に対する助成に有効な手法を提供しており、市は、これらの規定を受けて、社会福祉協議会補助金交付要綱（平成 19 年 9 月 28 日施行 以下「本要綱」という）を制定し、それに対応する措置を講じている。また、地方自治法第 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定して、広い分野で公益上の必要がある場合は、他の者に補助金を交付することを認めており、社会福祉増進の分野でも、必要に応じて、これを活用する施策を展開している。そして、市は、市社協が、社会福祉法所定の認可を受けた社会福祉法人である者として、主体的に多様な社会福祉事業を実施し、市の重要施策である住民福祉の増進に多大の寄与をしていることを高く評価し、また、民間団体が行わない収益性の低い事業を担う市社協に対し、本要綱を適用して、継続的な財政的援助を行い、その活動を充実・強化させることに努めている。

## イ 令和 6 年度「社会福祉協議会補助金」について

### （ア） 交付決定

地域福祉課において、令和 6 年 4 月 1 日付けで市社協から社会福祉協議会補助金の交付申請を受理し、同日付けで補助金 95,318,000 円の交付決定を浜田市補助金等交付規則に基づき行っている。また、この交付決定金額は、令和 6 年度一般会計当初予算額と同額であり、本要綱第 4 条第 1 項に定める、「事務局長、事務局職員等の設置に必要な

経費」として市社協が令和 6 年度拠点区分資金収支予算書で積算した経費の 114,105,000 円以内の額であり、本要綱第 5 条に規定する、「第 4 条に掲げる経費以内の額とし、本市の予算の範囲内」であることを確認した。

(イ) 実績報告

地域福祉課において、令和 7 年 4 月 11 日付けで市社協から社会福祉協議会補助金の実績報告書を受領し、令和 7 年 4 月 17 日付けで補助金 95,318,000 円の確定通知を浜田市補助金等交付規則に基づき行っている。また、この交付確定金額は、令和 6 年度一般会計当初予算額と同額であり、本要綱第 4 条第 1 項に定める、「事務局長、事務局職員等の設置に必要な経費」として市社協が令和 6 年度拠点区分資金収支計算書で決算額とした経費の 99,869,497 円以内の額であり、本要綱第 5 条に規定する、「第 4 条に掲げる経費以内の額とし、本市の予算の範囲内」であることを確認した。

(ウ) 人件費の積算根拠

浜田市では、本件補助金の予算要求に際し、その積算根拠として標準的な人員配置を設定している。これは、実際の人員配置・異動等による補助金額の増減を排除し、人事院勧告等を考慮して毎年度の補助金額を理論的に見積もるためのもので、毎年度、一定水準の補助金額を交付するための合理的な基準である。なお、この基準を導入した背景として、過去に市社協に別事業を委託していた際、市社協内の人事異動により人件費の低い職員から高い職員が配置されたため委託料を増額して予算要求したところ、後述(エ)のとおり浜田市議会から市社協の人事異動により委託料が増減するのはおかしいとの指摘があったことにより、標準的な人員配置をもとに一定水準の補助金額を交付するための合理的な基準を設けたものであるという経緯が弁明により明らかになっている。

一方で、市社協の実際の人員配置は、法人運営上の管理事項で市社協が独自に判断、決定するものであって、浜田市の予算要求のための積算根拠に拘束されるものではない。

い。また、実績報告も実支出に基づき作成されるものであって、予算積算根拠とは一致しない。

(エ) 浜田市議会からの指摘

従前は、市社協に管理を委託している施設の指定管理料に係る人件費補助額について、担当職員 1 人分の人件費で算定していた。平成 27 年度に市社協の人事異動により主事に代わり係長が配置されたため、その人件費差額分を増額して予算要求したところ、平成 28 年 12 月 13 日福祉環境委員会にて、担当職員の配置は市社協の裁量であり、係長が配置されるからといって係長級の人件費を補助するのはおかしいのではないかという議員からの指摘があった。それを受けて、平成 29 年 9 月浜田市議会定例会予算決算委員会にて「社会福祉協議会助成事業における助成額及び指定管理契約における人件費の考え方は、社会福祉法等の趣旨に照らしてもなお理解しがたい。これまでの議会での指摘を整理し、同協議会と協議の上、多くの市民の理解と納得が得られる考え方を示すとともに、来年度の予算編成において基準を明確にされたい。」との予算決算委員長報告があり、平成 31 年度予算からの標準人件費の基準の導入の元となった。

(オ) 人件費設定

本件補助金の補助対象は、地域福祉を推進する団体である市社協運営のために必要な事務局職員の人件費である。その中には市社協が独自事業として行う個別の事業に属さない、経理、総務部門も含まれている。その積算根拠は前述（ウ）のとおりである。

この補助金額は各地方公共団体がその経過や事業内容、地域特性を踏まえて独自に判断するものであり、単純に人口比例するものではない。

ウ 令和 7 年度「社会福祉協議会補助金」について

(ア) 交付決定

地域福祉課において、令和 7 年 4 月 1 日付けで市社協から社会福祉協議会補助金の交付申請を受理し、同日付けで

補助金 101,821,000 円の交付決定を浜田市補助金等交付規則に基づき行っている。また、この交付決定金額は、令和 7 年度一般会計当初予算額と同額であり、本要綱第 4 条第 1 項に定める、「事務局長、事務局職員等の設置に必要な経費」として市社協が令和 7 年度拠点区分資金収支予算書で積算した経費である 124,579,000 円以内の額であり、本要綱第 5 条に規定する、「第 4 条に掲げる経費以内の額とし、本市の予算の範囲内」であることを確認した。

### (3) 監査委員の判断

ア 本要綱第 4 条「事務局長等の設置に必要な経費」の違法性(裁量権の逸脱・濫用)について

請求人は、本要綱第 4 条「事務局長等の設置に必要な経費」への補助は、労働実態を伴わなくとも全額を公費負担させられる「特権的な身分保障」であり、市長の裁量権を著しく逸脱した違法・不当な支出であると主張している。

本要綱第 4 条において、補助の対象となる経費は、(1) 事務局長、事務局職員等の設置に必要な経費 (2) 市長が特に必要と認める経費 と規定されている。そして請求人は、事務局長等の設置という特定の役職ポストが存在すること自体を補助対象としていると主張し、あわせて、事務局長人件費について、実際は安価な嘱託職員であることを知りながら正規職員単価を当てはめて積算していることは、公金の意図的な水増しであり、地方自治法第 2 条第 14 項(最少経費・最大効果の原則)に違反すると主張している。

地方自治法第 2 条第 14 項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。裁判例では、地方自治法第 2 条第 14 項の規定は「地方公共団体や地方行財政運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、(中略)、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱

又は濫用すると認められる場合に限り、上記各規定の違法性が肯定されると解すべきである。」とされている（大阪高裁平成 17 年 7 月 27 日判決）。

これを本件についてみると、まず、本要綱第 4 条第 1 号に規定する、事務局長、事務局職員等は単に例示列举されたものに過ぎない。さらに、本要綱第 4 条第 2 号においては、市長が特に必要と認める経費についても補助の対象経費になることが規定されており、本件補助金の対象経費については市長に広範な裁量権が認められている。また、事務局長人件費の積算根拠については、認定事実のとおり、標準的な人員配置をもとに一定水準の補助金額を交付するための合理的な基準に基づき積算したものであり、公金の意図的な水増しといえるものではない。

よって、浜田市による市社協への補助が市長の裁量権を著しく逸脱した違法又は不当な支出であるとはいえない。

#### イ 「マネーロンダリング」による違法な赤字補填（公益性の欠如）について

請求人は、市社協が、人件費補助金を受ける本所拠点区分から介護保険事業拠点区分へ繰入金支出を行っていることは「人件費補助金を経由した裏口からの全額赤字補填（マネーロンダリング）」であり、民間事業者への明白な民業圧迫であるとして本件補助金の交付が地方自治法第 232 条の 2 に違反する利益供与であると主張している。

しかし、本所拠点区分の人件費相当額は補助金額を上回っており、補助金が人件費相当額に全額充当され、剰余金の原資ではないことは明白である。また、社会福祉法人においては、拠点区分間の資金の繰入について様々な制限があるが、本所拠点区分から介護保険事業拠点区分への繰入について制限をする規定はなく、会計実務上問題のない支出であると認められる。本件補助金の交付は、収益性の低い住民福祉の増進に尽力する市社協運営のために必要な人件費補助にのみ行われており、公益上必要な補助であるといえる。

よって、本件補助金の交付は地方自治法第 232 条の 2 に違

反する利益供与であるとはいえない。

ウ 介護保険法違反（幽霊事業・虚偽公表）の黙認と善管注意義務違反について

請求人は、令和 8 年 2 月 24 日現在、市社協の行う訪問入浴介護事業は人員配置基準を満たしておらず介護保険法違反であり、今後行政処分を受けるとともに不正に得ていた介護報酬の返還を求められることが想定されると主張している。

しかし、市社協は介護保険法第 41 条第 1 項及び第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づき令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで指定訪問入浴介護事業所として島根県知事の指定を受けており、現時点で指定が取り消された事実はない。

よって、市社協の事業に介護保険法違反があるとはいえないため、浜田市長に善管注意義務違反があるともいえない。

エ 形式的な「実績報告」および「基金取り崩し」の抗弁の不当性について

請求人は、「補助金は人件費としての実績報告を受理しており適正である」、「介護事業への繰入金は基金の取崩等で賄っており、補助金の流用ではない」と抗弁することは、本件補助金が民業圧迫の原資として機能しているという財務的実態を隠蔽するものであると主張している。

しかし、市社協の実績報告にあるとおり、本所拠点区分の人件費相当額は補助金額を上回っており、本件補助金は人件費相当額に全額充当されており、流用の事実はない。また、市社協は、月に 1 度社会福祉法人会計基準に精通した税理士に帳簿の確認を委託しており、その助言を受けて決算書を作成していることから、社会福祉法や社会福祉法人会計基準に基づいた処理が行われていることが弁明により明らかになっている。また、請求人は主張の中で他市の補助金交付要綱に言及しているが、補助金の交付については、市長に広範な裁量権が認められており、各地方公共団体がその経過や事業内容、地域特性を踏まえて独自に判断するものであると考えるべきである。

よって、本件補助金が民業圧迫の原資として機能しているという財務的実態を隠蔽するものであるとはいえない。

よって、本件請求には理由がないと認められるので、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。